

茨木市日帰りショートステイ事業に関する実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市日帰りショートステイ事業実施要綱(平成18年10月30日実施・平成18年10月1日適用)に定めるもののほか、茨木市日帰りショートステイ事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開始届)

第2 事業の実施を受託しようとする社会福祉法人等(以下「事業受託者」という。)は、茨木市日帰りショートステイ事業開始届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (2) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (3) 事業所平面図
- (4) 従業者等の資格要件が分かる書類
- (5) 医療機関との協力体制が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 平成18年9月30日において、短期入所事業所として都道府県等の指定を受けていた社会福祉法人等については、平成19年3月31日までの間は、前項第4号は、省略できるものとする。

(職種、職務の内容及び員数)

第3 事業受託者は、次に掲げる職員の職種、職務内容及び員数を配置するものとする。

- (1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、日帰りショートステイサービスの実施に関し、従業者に対し順守させるために必要な指揮命令を行う。同一敷地内の別事業所(指定居宅介護事業所等)との同職種の兼務可

- (2) 生活支援員または介護職員

利用者へのサービス提供に当たることとし、資格要件、員数については、次のとおりとする。

ア 生活支援員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者。

イ 介護職員には、ホームヘルパー2級以上の者であって、1年以上介護業務に従事した経験のある者。又は、施設において、1年以上介護業務に従事した経験のある者。

ウ 生活支援員又は介護職員のうち1人以上を常勤とするが、必要な員数を確保できる場合又は利用者が利用していない時間を含むサービス提供時間外には、併設又は敷地を接するほかの事業所又は施設等の職務に従事することは可。

エ 員数については、利用者数が10人までは2人とし、5またはその端数を増すごとに1人を加えた数とする。

- (3) 医師

必須でない。ただし、緊急時の対応などのために医療機関との協力体制を整備しなければならないものとする。

(4) 調理員

調理業務を委託する場合には置かないことができる。

(設備基準)

第4 事業受託者は、次に掲げる設備を有するものとし、支障がなければ他事業との兼務を可能とする。

(1) デイルーム

(施設屋内にあり、日中を過ごす場として、十分な広さがある場所)

(2) 食堂

(3) 洗面所

(4) トイレ

(5) 静養室

(受け入れ可能人数)

第5 利用者一人当たりの床面積は、デイルームの収納設備等を除き、4平方メートル以上とすること。

2 前項の規定により、得られた利用者数を受け入れ可能人数とする。

(利用契約)

第6 事業受託者は、利用者からサービス提供の依頼を受けた時は、利用者と利用に関する契約を締結し、サービスを提供するものとする。

(請求書類等)

第7 サービス提供実績に応じ、サービス利用者ごとに日帰りショートステイ事業サービス提供実績記録票を作成することとし、地域生活支援事業費の請求時に実績記録票の写し、地域生活支援事業費明細書及び地域生活支援事業費請求書を茨木市に提出するものとする。

(様式)

第8 この基準の規定により、必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第9 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。